

吸収合併に係る事前開示書類

(存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 10 月 20 日

株式会社ナック
有限会社ダスキンヤマナカ

2025 年 10 月 20 日

吸収合併に係る事前開示書類

吸収合併存続会社：東京都新宿区西新宿一丁目 2 5 番 1 号
株式会社ナック
代表取締役 吉村 寛

吸収合併消滅会社：東京都町田市原町田二丁目 8 番 1 0 号
有限会社ダスキンヤマナカ
取締役 吉村 寛

株式会社ナック（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び有限会社ダスキンヤマナカ（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両者の間で 2025 年 10 月 1 日付けの吸収合併契約を締結し、2025 年 12 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を実施することといたしました。

本吸収合併に際し、会社法第 794 条 1 項及び会社法施行規則第 191 条、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、下記のとおり事前開示いたします。なお、本吸収合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併に該当します。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 交換対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の承継の相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社について次に掲げる事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を東京証券取引所に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）」または以下W e b サイトよりご覧いただけます。

https://www.nacoo.com/Portals/0/images/main/pdf/ir_fy2024_yuhou.pdf

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項

①最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

該当事項はありません。

以上

【別紙1】吸収合併契約の内容
次ページ以降をご参照ください。 —



吸収合併契約書

株式会社ナック（以下「甲」という。）及び有限会社ダスキヤマナカ（以下「乙」という。）は、次の通り吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

2 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げる通りである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

- ①商号 株式会社ナック
- ②住所 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

- ①商号 有限会社ダスキヤマナカ
- ②住所 東京都町田市原町田二丁目8番10号

第2条（合併対価の交付並びに増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わない。

2 甲は、甲乙間の合併に際して、資本金及び準備金の額を変更しない。

第3条（合併効力発生日）

合併の効力発生日は、令和7年12月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、この期日を変更することができる。

第4条（合併承認総会等）

甲及び乙は、前条の効力発生日までに、それぞれ本契約の承認及び甲乙間の合併に必要な事項に関する株主総会又は取締役会の決議その他の適法な手続を得るものとする。

第5条（権利義務全部の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第7条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引続き雇用するものとする。なお、従業員に関する取扱いの詳細については、別途甲及び乙が協議のうえ、これを定める。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた時は、甲乙協議のうえ、合併条件を変更、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年10月1日

甲 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

株式会社ナック

代表取締役 吉村 寛



乙 東京都町田市原町田二丁目8番10号

有限会社ダスキンヤマナカ

代表取締役 吉村 寛

